

1 現状・問題点等

(1) 事業主体が曖昧

- ・役場職員が、公費を使用し、勤務時間内外に事業を行い、現金・預金を管理している。
- ・代表者等の定めがなく、預金上は役場職員が代表者として預金口座を開設している。

(2) 多岐にわたる営利事業を行っている。

- マルシェ営業だけでなく、ふるさと納税・ベビーギフト代行、海外取引、一般職員等に対する物品販売等。

(3) 利益計算、利益処分、手続き

- ・各年度ごとに月別収支内訳表等が作成されているが、年度により作成方法が異なっており一貫性がない。
- ・営利事業を行う場合に必要な帳簿が作成されていない。また、記帳のもととなる証憑類の保存状況も悪い。
- ・利益は一般会計へ繰入れているが、利益計算自体不透明な部分が多く、繰入額も任意の金額となっている。
- ・納税申告等の手続きは、全く成されていない。

2 書類検討

(1) 記帳

総勘定元帳はもとより、現金出納帳等の各種補助簿も一切作成されていない。

(2) 証憑類の保存

- ・「かてて」作成の証憑（控）、受領証憑（領収書等）とも保存状況が悪く、正確な収支計算が出来ない。
- ・生産者ごとの帳票が作成されていないため、個別の月別・年間取引金額は不明である。

(3) 上記のとおり記帳、原始記録等保存がないため、保存された書類をもとに検討せざるを得なかった。

3 書類検討結果

(1) 利益計算

令和3～6年度の収支内容を検討したが、実額による把握は、次の理由により困難であった。

- イ すべての事業者に課せられている「記帳義務」を無視した事業活動を行っている。
- ロ 令和6年度については決算書を、他の年度については一般会計雑入計算表を作成して、各年度の収支計算をしているものの、根拠となる帳票類の作成・保存がない。
- ハ 各年度ごとに集計表等が作成されているが、年度により、また年度途中で作成方法が異なるなど一貫性がなく、継続性も見られない。
- ニ 各年度ごとの集計表等は、現預金の入出金をもとに作成されており、期末に発生主義（経理の基本）へ修正した痕跡は見られるが、修正内容が不明である。また、一部重複するなど正確性が見られない。
- ホ 現金主義にて計上しているため、支払手数料等の相殺取引、現場経費分が売上に反映しておらず、売上計上もれとなっている。
- ハ 売上集計表が数種類存在する令和3年度の内容を比較すると、それぞれの集計表に記載の売上金額が相違しており、信ぴょう性が非常に低い。

(2) 年度別損益

イ 令和6年度

売上金額については、各種支払手数料額が収入・支出ともに加算されておらず、実際の売上金額はさらに増加する。

ロ 令和5年度

令和6年度と同様。

ハ 令和4年度

・令和4年度以前については、枝豆収穫祭の収入・支出が「かてて」の収支に組み込まれている。

・主に、ふるさと納税の返礼品と思われるイチゴの売上が、仕入（支払）金額より見て、全額計上されていないようである。（令和3年度とまたがっている。）

ニ 令和3年度

・数種類存在する集計表から見て、一般会計等雑入計算表計上の売上金額には、枝豆収穫祭ブルゾン販売・ハンドメイドフェス売上等が除外されていると思われる。